

第21号議案

令和8年度海田町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度海田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	14,311戸
(2) 年間総配水量	3,156,000m ³
(3) 一日平均配水量	8,646m ³
(4) 主な建設改良工事	
配水設備整備費	242,100千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	590,989千円
第1項 営業収益	563,451千円
第2項 営業外収益	27,538千円
支 出	
第1款 水道事業費用	582,760千円
第1項 営業費用	546,511千円
第2項 営業外費用	26,249千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額224,379千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額25,309千円、当年度分損益勘定留保資金161,083千円及び減債積立金37,987千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	155,500千円
第1項 企業債	143,100千円
第2項 工事負担金	12,400千円
支 出	
第1款 資本的支出	379,879千円
第1項 建設改良費	317,725千円
第2項 企業債償還金	62,154千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	143,100 千円	証書借入	年6.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 55,782千円 |
| (2) 交際費 | 50千円 |

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、48,592千円と定める。

令和8年3月3日提出

海田町長 竹野内 啓佑